

第6回愛知県再犯防止連絡協議会 開催結果

1 日 時

2020年11月6日（金）午前10時から午前11時30分まで

2 場 所

アイリス愛知 2階 コスモス
（名古屋市中区丸の内二丁目5番10号）

3 出席者

会長及び委員 計37名
説明のために出席した者 4名

4 傍聴者

1名

5 議題

- ・地域再犯防止推進モデル事業の実施状況及び検証結果について
- ・愛知県再犯防止推進計画（案）について

6 経過

（1）挨拶

- 会長（愛知県防災安全局長）

（2）議事

- 地域再犯防止推進モデル事業の実施状況について
 - （ア）寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の実施状況について、資料1-1に基づき、県民安全課から説明。
 - （イ）刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の実施状況について、資料1-2に基づき、就業促進課から説明。
- 効果検証結果について
 - （ア）寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の効果検証結果について、資料2-1に基づき、県民安全課から説明。
 - （イ）刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の効果検証結果について、資料2-2に基づき、就業促進課から説明。
- 愛知県再犯防止推進計画（案）について
 - ・愛知県再犯防止推進計画（案）について、資料3に基づき、県民安全課から説明。

第6回愛知県再犯防止連絡協議会 会議録

1 開 会

(1) 開会

○ 事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「第6回愛知県再犯防止連絡協議会」を始めさせていただきます。本日の出席者ですが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。それでは、初めに愛知県再犯防止連絡協議会会長であります、山田防災安全局長から挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

○ 会長

委員の皆様には大変お忙しいなか御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。さて、この協議会は、関係行政機関や諸団体の皆さんに協力をいただき、再犯の防止に向けた取組を推進していくため、2018年から3年にわたり活動を進めてまいりました。具体的には、この地域での再犯防止対策の在り方を検討するため、国のモデル事業として、当局は「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業を、労働局は「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」を担当し、具体的に支援策を実施し、それぞれに専門委員会を設けて効果検証を行ってきたところでございます。本年度は、これらの成果をもとに、いよいよ再犯防止推進法に基づく「再犯防止推進計画」の策定へと結実させていきたいと考えております。

そこで本日の協議会では2つのモデル事業の実施状況と効果検証の結果を御報告させていただくとともに、委員の皆様にご協力をいただき調整を進めてまいりました「再犯防止推進計画」の案につきまして、全体を通じて総括的に御意見をいただき、できれば今月の下旬にはパブリックコメントへと進めていきたいと考えております。委員の皆様におかれては、ぜひ忌憚のない御意見、御助言をいただきますようお願いいたします。本日はよろしく願いいたします。

○ 事務局

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきますが、議事進行は、連絡協議会設置要綱に基づき、会長が務めることになっておりますので、防災安全局長にお願いします。

2 議 事

(1) 地域再犯防止推進モデル事業の実施状況について

○ 会長

それでは、私が議事を進めてまいります。初めに(1)アの寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」について、県民安全課から説明してください。

○ 県民安全課

「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の実施状況につきまして、5月25日に書面開催をいたしました、「第5回再犯防止連絡協議会」で既に実施報告書を送付しておりますが、今回の連絡協議会で説明をすることとしておりましたので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、[資料1-1](#)を御覧ください。本モデル事業は、弁護士が弁護人・付添人として、犯罪をした者等を対象に、刑事司法の各段階において様々な支援を行い、円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を検証するという内容であり、愛知県弁護士会に委託をして、2019年4月1日から2020年2月21日まで実施しました。支援対象者の実績人数は31名で、男性が30名、女性が1名、年齢別でみると各世代からニーズがあったことが判明しました。また、起訴猶予処分を受けた者への社会復帰支援などのいわゆる入口支援は12名、刑務所出所者等の帰住先調整支援などのいわゆる出口支援は19名の実績があり、刑事司法の各段階での支援が行われました。本モデル事業を実施して、寄り添い弁護士制度におけるメリットや課題がいくつか見えてきましたが、後ほどの効果検証結果についての議事で説明をしたいと思います。

「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の実施状況についての説明は、以上でございます。

○ 会長

ただいま説明のありました、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の実施状況について、御意見、御質問あればお願いします。

それでは御意見等ないようですので、次に進めます。伊の刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」について就業促進課から説明してください。

○ 就業促進課

刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の実施状況について説明させていただきます。

「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」は名古屋保護観察所等と連携し、保護観察及び更生緊急保護の対象者に対して、職場定着を支援すること、そして対象者を雇用する協力雇用主に対しては、雇用を通じて生じる問題や不安等を継続的に相談できる仕組みをつくることで対象者の安定的な生活を維持させ、再犯防止に資することを目的としています。

本モデル事業は刑務所出所者等の「職場定着支援業務」「協力雇用主へのフォローアップ」「協力雇用主の相互のネットワークを構築するための研修会の開催」の3つの取組を軸に構成されております。これらの取組は委託先である愛知県就労支援事業者機構によって、2019年4月から2020年9月までの1年6ヶ月の間実施されました。具体的な実施状況につきましては、[資料1-2](#)をご覧ください。

まず取組内容①の刑務所出所者等の職場定着支援件数につきましては、昨年度415件、今年度249件と目標を大きく上回る形で実施されました。

次に取組内容②協力雇用主へのフォローアップにつきましては、昨年度338件、今年度

226 件とこちらも目標を大きく上回りました。

最後に取組内容③ネットワーク研修会の開催につきましては、昨年度、今年度ともに 3 回実施し、参加者の多くから「参加してよかった。」との感想をいただいております。各取組の詳細につきましては、主な活動実績に記載をしております。また（2）にあります成果指標の達成状況につきましては、後ほど御説明いたします、効果検証結果の議事にて説明させていただきます。

刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の実施状況についての説明は以上です。

○ 会長

ただいま説明のありました刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の実施状況について、御意見、御質問あればお願いします。

それでは、御意見等ないようですので、次の議事へ進めます。

(2) 効果検証結果について

○ 会長

(2) 効果検証結果についてのアの寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業について、県民安全課から説明してください。

○ 県民安全課

「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の効果検証結果について、説明をさせていただきます。

資料 2-1を御覧ください。まず、効果検証を行うにあたって、効果検証項目 3 点と、検証の実施方法を昨年度中に決定しており、各効果検証項目に対して、効果検証、課題、解決策を整理しています。さらに、学識経験者である龍谷大学の浜井教授からの意見及び、関係機関からの意見を整理し、本協議会の専門部会である「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業検討委員会」で効果検証結果として決定いたしました。

1 枚目、2 枚目では、効果検証項目の 1 つ目として、「実施報告書に基づく分析」についてまとめています。効果検証にあたっては、支援を行った対象者の属性や刑事司法手続の段階、活動を行った弁護士の支援内容等について分析する必要があることから、実施報告書に基づき、支援対象者の性別、年齢別、支援活動の依頼者別等の実績について検討いたしました。対象者数実績 31 名の中でも矯正段階における実績が 18 名と約 6 割を占めており、出所もしくは退院の前後を通じて一人の弁護士が寄り添って支援活動を行えるという特徴が効果として表れました。一方、矯正施設からの出所間際の申請があったため、十分な支援活動を行うには時間的余裕がなかったというケースもあり、申請と活動期限のタイミングについての課題があることが示唆されましたが、刑事施設と寄り添い弁護士による「併行支援」を行えるよう関係者と調整をすることが解決策として挙げられました。

3 枚目では、効果検証項目の 2 つ目として、「事業周知の妥当性の検討」についてまとめています。活動指標に係る目標の達成原因を明らかにするためには事業周知の方法が適切

だったかどうかを検証する必要があるため、周知の時期や説明方法について検討しました。愛知県弁護士会内での周知や、本協議会構成員あての周知、各関係機関のセミナー等での説明を実施した結果、目標の30名を上回る31名を支援実績とすることができました。事業周知の実施時期と対象者決定件数の関係性については、参考で添付させていただきました別紙1で整理してあります。浜井教授からは、今後、矯正施設や更生施設、弁護士との連携方法について具体的に示され、どのような場合に使える制度なのかを周知していくことにより、さらにニーズが増えるとの意見をいただきました。

最後に4枚目ですが、効果検証項目の3つ目として、「支援内容の妥当性の検討」についてまとめています。成果目標に係る目標の達成原因を明らかにするためには、実施した支援内容が適切だったかを検証する必要があるため、寄り添った弁護士の活動報告等に基づき、支援活動によって得られた成果について検討しました。参考で添付させていただきました別紙2を御覧ください。支援内容別に実績がどれだけあったかが整理してありますが、「居住・就労関係の支援」では、「居住先の確保」の件数が、「医療・福祉関係の支援」では、「医療機関への引継」、「生活保護受給申請」の件数が多くなっており、ある程度のニーズがあることがわかりました。また、「法的な手続の支援」や、「被害者遺族との面会」が実績として挙げられることから、専門性、社会的信頼性の高い弁護士ならではの活動成果でもあることがわかりました。浜井教授からの意見にもありますとおり、ニーズや今後の課題を提示することが本モデル事業の目的であるため、効果検証結果として整理できたことに大きな意味があるのではないかと思います。

簡単ではありましたが、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の効果検証結果についての説明は、以上でございます。

○ 会長

ただいま説明のありました、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の効果検証結果について、御意見、御質問があればお願いします。

それでは、御意見等ないようですので、次に進めます。

伊の刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」について、就業促進課から説明してください。

○ 就業促進課

刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の効果検証結果について御説明させていただきます。

まず、効果検証を行うにあたりまして、先ほどの資料1-2で触れました3つの取組における活動指標を効果検証項目と定め、各効果検証項目について成果指標の数的検証や質的検証を実施し、結果につながった要因、さらに今後の課題等も整理しております。また、資料の作成にあたりましては、学識経験者であります愛知県立大学准教授の松宮准教授、中尾准教授からの意見及び、関係機関からの意見を整理し、効果検証結果としてまとめました。各効果検証項目における成果指標の達成状況につきましては、先ほどの資料1-2

の2ページ目中ほどから3ページ目にまとめております。いずれの指標におきましても実績が目標を上回る結果となっております。

それではまず、活動指標の①刑務所出所者等への職場定着支援から御説明いたします。

資料2-2の2ページをご覧ください。「①刑務所出所者等への職場定着支援」に関する数的検証を行うための成果指標としまして、就職後3か月以内に退職した者、6か月以上継続した者、そして平均定着期間を設定し、平成27年度から平成29年度までに協力雇用主に雇用された者で、モデル事業による定着支援を受けていない者と、今回のモデル事業で支援を受けた者とを比較し、職場定着状況を分析しました。分析結果につきましては2ページ目の中央の表を御覧ください。3か月以内に退職した者は、平成27年度から29年度までに協力雇用主に雇用された者では60%近くに及んでおりましたが、本モデル事業では25%を下回る結果となりました。次に6か月以上継続した者は、平成27年度から29年度までに雇用された者では20%を下回っておりましたが、本モデル事業では60%を超えるまでに至りました。次に平均定着期間におきましては、平成27年度から29年度までに雇用された者は3.7か月であったものが、本モデル事業では5.4か月に延長されました。このような数字が示しますように、本モデル事業の実施により、職場定着状況は大きく改善されました。

それでは、このように大きく改善が図られた要因はどこにあったのか、質的検証として、支援を受けた対象者から得られた意見等をもとにまとめたものを7ページ下の方に雇用された側から見た就労継続要因として記載をしております。雇用された側、つまり支援を受けた対象者から見た就労が継続した要因として3点が挙げられます。1点目は、家族でも、友人でも、また職場関係者でもない第三者である支援員に職場以外の場所で話をすることができたことです。次に8ページに移りまして、2点目は支援員によるアドバイスによって、上司や同僚とのコミュニケーションスキルが向上したことが挙げられます。最後に3点目は、支援員が雇用主等との関係を具体的に調整したことが挙げられます。以上のような結果から、支援を受けた対象者には、成功体験が積み重ねられ、就労意欲の向上につながり、離職に歯止めがかかったと考えられます。

続きまして、活動指標の「②協力雇用主のフォローアップ」についての検証です。刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して、ヒアリング調査等を実施し、対象者が継続して就労することができた要因を11ページにまとめております。協力雇用主側から見た就労継続要因として、3点挙げております。1点目は支援員に話ができただけです。2点目は支援員から対象者に関する情報が得られたことです。3点目は支援員が対象者との関係を具体的に調整したことが挙げられます。これらが、対象者が継続的に就労できた要因と考えております。

最後に、活動指標の「③ネットワーク研修会」についての検証です。研修会につきましては、各協力雇用主が就労に係る成功談あるいは失敗談などの情報を共有することを目的として、モデル事業の中で6回実施し、全ての回においてアンケートを実施しました。そ

の結果をまとめたものが13ページになります。こちらにありますように、94.9%の出席者が「役に立った」と回答、また約76%の方から意見や経験談を聞いて参考になったという御回答をいただきました。

課題といたしましては、地域の垣根を越えて協力雇用主が幅広く交流することができる場をつくることが重要であるという結果となりました。

簡単ではございますが、刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の効果検証結果の説明については以上です。

○ 会長

ただいま説明のありました、刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の効果検証結果について、御意見、御質問あればお願いします。

それでは、御意見等ないようですので、次の議事に進めます。

(3) 愛知県再犯防止推進計画（案）について

○ 会長

(3) 愛知県再犯防止推進計画（案）について県民安全課から説明してください。

○ 県民安全課

再犯防止推進計画の策定にあたりまして、関係機関の皆様方には、意見照会等でいろいろと御協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。本日は、お手元にお配りいたしました「愛知県再犯防止推進計画（案）」の全体構成について、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、本計画の計画期間は、2021年度から2025年度までの5年間としております。

それでは、1ページを御覧ください。第1章の「計画の概要」では、本計画の趣旨や目的などについて記載しております。策定の趣旨といたしましては、2016年に施行されました「再犯の防止等の推進に関する法律（いわゆる再犯防止推進法）」において、地方公共団体に対しまして「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務として規定されたことから、当県といたしましても、安全に安心して暮らせる愛知の実現を目指して策定することといたしました。また、国、県、市町村、関係機関等が連携し、罪を犯した人が円滑に社会復帰することによって、再び犯罪に手を染めさせないようにする、その結果、安心安全なまちづくりを促進する、ということを目的としております。

次に、2ページを御覧ください。計画の基本方針及び重点課題といたしましては、5ページに記載してあります国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針と、7つの重点課題を踏まえまして、本計画では、書きぶりは若干変えておりますが、5つの基本方針はそのまま継承し、重点課題の7番目に記載してあります項目を除く、6つの重点課題について記載しております。

次に、6ページを御覧ください。第2章では、「愛知県における再犯防止を取り巻く状況」

について分析をしています。本県では、再犯者率が5割近くを占める状況で推移していることから、安心安全な愛知の実現のため、関係者が連携しながら再犯防止の取組を進めていくことの必要性を説明しています。なお、6ページ以降のページに掲載されているグラフのうち、今後最新の統計数値が発表される予定のものにつきましては、最新の数値が揃い次第グラフの更新を行います。

次に、7ページの第3章から、「施策の展開」として、6つの重点課題ごとに「現状と課題」を示した上で、国、県、民間団体それぞれの「現在の取組の状況」及び「今後の取組予定」について記載しています。また、それぞれの重点課題の最後には、委員の皆様から御執筆いただきました各機関、団体の取組についてのコラムを掲載させていただいております。

最後に、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業及び、刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の効果検証結果の反映について御説明いたします。

まず、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の反映について御説明いたします。昨年度行ったモデル事業の結果、再犯防止を進めていく上で、多くの委員の皆様からの御意見にもあったように、関係機関や団体の垣根を越えた連携の重要性について、改めて認識することができました。モデル事業を通じて出来た新たな連携を含め、今後再犯防止の施策を効果的に進めるためには、さらに関係機関や団体の連携を強化することが重要な課題の一つと考えております。従いまして、70ページからはじまる大項目VI「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組」の中の、74ページ、県における今後の取組の一つ目の○に記載いたしました、防災安全局県民安全課の今後の取組の一つとして、今後も再犯防止連絡協議会を開催し、引き続き意見交換を行うことによって連携を強めることを挙げさせていただきました。

さらに、モデル事業の効果検証では、弁護士が犯罪をした者等に寄り添った切れ目のない支援を行うためには、国、県、民間団体等の連携・協力の重要性が明らかになりました。それに加え、委員の皆様から、今回の事業が有意義な取組であって今後も継続して欲しいという御意見を多数いただきました。従いまして、愛知県の今後の取組といたしまして、愛知県弁護士会が実施する「よりそい弁護士制度」の運営に協力し、関係機関・団体が連携した支援策を検討する、という旨を記載しております。また、66ページには、愛知県弁護士会の取組として、大項目Vの「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組」の中の、民間団体における今後の取組の一つ目の○に、よりそい弁護士制度の事業継続について検討する旨を記載しております。

次に刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の効果検証結果の反映については、就業促進課より御説明いたします。

○ 就業促進課

昨年度から今年度にかけて行いましたモデル事業の結果、刑務所出所者等及び協力雇用主の双方にとって相談が必要な時に支援員と適宜相談できる仕組みの存在が心理的な負担を軽減していることが明らかになりました。実際に3か月未満の離職者の割合が事業開始

以前の平均である6割弱から3割未満までに減少した結果が出ており、刑務所出所者等や協力雇用主からも今回の事業が有意義な取組であって、今後も継続して欲しいという意見を多数いただいております。このことを受けまして、74ページ中央の県の取組の○の3つ目にありますように、「国が民間団体に委託して実施している職場定着支援事業の運営に対し協力を行い、犯罪をした者等の職場定着の促進と協力雇用主による雇用の促進を図ってまいります。」と記載しております。

事務局からの計画案についての説明は、以上となります。

○ 会長

ただいま説明のありました、愛知県再犯防止推進計画（案）について、御意見、御質問があればお願いします。

○ 中部地方更生保護委員会

これまでも、意見を出させていただいたところですが、59ページから2年以内再入率が記載されているところですが、ここについて誤解を招くところがあるのではないかと以前意見を出させていただいたところですが、今回の修正で、2年以内再入率の定義が注意書きされているようですが、2年以内再入率の使い方が再犯防止推進計画とやや異なる部分がございます。全国の数値と比べて非常に小さくなっております。60ページの窃盗で言いますと、例えば2017年の数値をみると、全国の数値と比べるとなぜこんなに少ないのかと誤解を招く方がいるのではないかと懸念がございます。

○ 県民安全課

指標につきましては、県も統計数値を持っておりませんので、法務省の大臣官房のほうから各都道府県が地方計画を策定する上での参考となる指標という形で提供していただいている数値に基づいたものになっております。具体的な数値につきましては名古屋矯正管区さんに補足いただければと思います。

○ 名古屋矯正管区

今御意見いただきました2年以内再入率の数値ですが、本来であれば愛知県に何人の受刑者が帰ってきているのかという数値が出せれば本当は有効かと思いますが、今現在は国としてそのような数値はとっておりません。国としてそのような数値をもっていないとしても、かといって再犯防止推進計画を作る上ではある程度の統計的数値を出さなければ推進計画として有効なものがないということで、今現在出せるものがこちらの数値になります。数値が小さすぎるという御指摘がありますが、今現状で出せる数値がこれしかないという現状を御理解いただいて提供しているものですので、その点御理解いただきたいと思っております。

○ 県民安全課

名古屋矯正管区さんから説明のありましたように、現状ではこちらの数値を使わざるを得ないということで、初回の計画はまずはこちらの数値を採用しています。したがって、数値の小ささを見るのではなく、グラフの動きを見ていただけるとよろしいかと思います。

- 中部地方更生保護委員会
そのような御説明でしたら了解いたしました。
- 会長
他に御意見ありますか。
- 名古屋保護観察所
パブリックコメントのお話がありましたが、今回の計画は 89 ページにわたる非常に内容の濃いものですが、概要版のようなものをパブリックコメントを行う際には付けたほうが分かりやすく、より良い意見が出るかと思いますがいかがでしょうか。
- 県民安全課
概要版につきましては準備を進めているところでして、現在 A 3 両面 1 枚の簡潔で、県民の皆様が見やすいものを作成しているところでございます。
- 会長
県としては、パブリックコメントを行う際には本編のほかに概要版をつけておりますので、後日事務局から、作成したらその段階でその案をお送りするということになるかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。
- 名古屋保護観察所
よろしく申し上げます。
- 協力雇用主会
再犯防止推進法ができたことで、長い間国が行ってきた再犯防止の取組をこれからは地方公共団体もやってもらいたいと、それは国がやってきたことも当然これからもやるが、地方特有の手法も活かしてやってもらいたいとそういう理念があるのではないかと考えています。今回の計画は、全部並列的に書かれているので、愛知県としての特色が分かりづらと思います。愛知県ならではの再犯防止推進計画であることがもう少しわかりやすくなると良いのではないのでしょうか。
- 県民安全課
全国的にも多くの自治体で計画ができていますが、本県の場合大きな特徴は県の立場だけでなく、この地域の国の機関、そして民間団体の取組をこの計画の中で整理しているところが特色となっています。そういった地域の関係者が一丸となった取組を進めていくための計画と考えておりますので、そういった特色を示すような形で概要版をこれから詰めていきたいと思えます。
- 会長
愛知県がここまで計画策定まで時間をかけているのは、2つのモデル事業を実施した結果を踏まえた策定になっているからで、そういった経過を計画に盛り込むと計画にもっと特色がでるかと思えます。そういった形で対応を進めさせていただきます。
他に意見はありますか。特に意見がないようでしたら、こちらの計画については事務局一任のうえ、修正してパブコメという形でよろしいでしょうか。

では、できれば11月下旬からパブコメを行えるようにしたいと思います。それでは議事を事務局に戻させていただきます。

3 その他

○ 事務局

ありがとうございました。それでは、次第3その他といたしまして、最後に委員の皆様から何かありましたら御発言をいただきたいと思います。

特に発言もないようですので、これをもちまして第6回愛知県再犯防止連絡協議会を終了させていただきます。本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございました。